

## 男女平等、共同参画に関する基本条例の骨子案について

### 1 前文

条例を制定するに至った経緯や目指す方向を示し、男女共同参画の推進への決意を表明するものとする。

### 2 目的

男女平等、共同参画の推進、多様性の尊重に関する基本理念を定め、区、区民、事業者等の責務を明らかにするとともに、区の男女平等、共同参画、多様性の尊重に係る施策（以下、「施策」という。）の基本となる事項を定め、一人一人が尊重され、誰もが活躍できる地域社会の実現を目的とするものとする。

### 3 定義

条例で使用する用語の定義を規定するものとする。

### 4 基本理念

- (1) 全ての人々が、性別等による差別や配偶者等への暴力、あらゆるハラスメントを受けることなく、一人一人の人権が尊重されること。
- (2) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担意識に捉われることなく、多様な生き方を認め合い、能力を十分に発揮し活躍できること。
- (3) 性的指向や性自認など多様な性のあり方が尊重され、自己の意思と責任の下で、全ての人々が、自分らしい生き方を選択することができること。
- (4) 全ての人々が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活と職場、地域等における社会生活との調和がとれること。

### 5 区、区民、事業者の責務

- (1) 区は、基本理念にのっとり、男女平等、共同参画、多様性の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。
- (2) 区民は、男女平等、共同参画、多様性の尊重への理解と認識を深め、あらゆる分野の活動において、男女平等、共同参画、多様性の尊重に努めなければならないものとする。
- (3) 事業者は、男女平等、共同参画、多様性の尊重への理解と認識を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男女平等、共同参画、多様性の尊重に努めなければならないものとする。

### 6 行動計画・年次報告

- (1) 区長は、男女平等、共同参画、多様性の尊重に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。
- (2) 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、公表するものとする。

## 7 調査研究、普及広報等

- (1) 区は、男女平等、共同参画、多様性の尊重に関する施策の推進に関し、必要な調査及び研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする
- (2) 区は、区民及び事業者の男女平等、共同参画、多様性の尊重についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

## 8 附属機関等の委員

区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女が共に区の施策の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されるよう努めなければならないものとする。

## 9 雇用の分野における男女平等の推進

区は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

## 10 拠点施設

区は、中央区立男女平等推進センター条例（仮）に規定する中央区立男女平等推進センターブーク21（仮）を男女平等、共同参画、多様性の尊重に関する施策を推進するための拠点施設とするものとする。

## 11 審議会

- (1) 男女が平等に共同参画し、多様性を尊重する社会を推進するため、区長の附属機関として、中央区男女共同参画推進員会を置くものとする。
- (2) 推進委員会は、行動計画その他男女平等、共同参画、多様性の尊重に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。
- (3) 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織するものとする。
- (4) 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。ただし、再任を妨げないものとする。
- (5) その他審議会の運営に関する必要事項を規定するものとする。

## 12 苦情等の申出、処理等

- (1) 区民は、区が実施する男女平等、共同参画、多様性の尊重に関する施策について、区長に対して苦情の申出をすることができるものとする。
- (2) 区長は、苦情の申出に対し、適切に対応し、処理するものとする。
- (3) 区長は、苦情の申出についての意見を聞くため、中央区男女共同参画苦情処理委員を置くものとする。

## 13 施行年月日

令和5年4月1日